

# 望ましい投資単位の水準の見直しに係る「有価証券上場規程」の一部改正について

2023年10月26日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所では、個人投資者が投資しやすい環境を整備する観点から、企業行動規範において望ましい投資単位の水準を「5万円以上50万円未満」と規定しております。

今回の改正は、投資単位が当該水準の下限を下回っている銘柄の近年の売買状況や、上場会社において、個人投資者層を拡大するために下限を下回る水準への移行を目的とした株式分割を検討する動きがみられることなどを踏まえ、当該水準を見直すこととし、「有価証券上場規程」の一部改正を行うものです。

## II. 改正概要

望ましい投資単位の水準の下限「5万円以上」を撤廃します。

(備 考)

・有価証券上場規程第45  
0条

## III. 施行日

・2023年10月30日に施行します。

以 上